

第6回委員会	
資料8	H18.11.28

ごみ焼却施設の候補地選定について（素案）

1. 広域候補地抽出マップ（案）等の修正

第5回策定委員会において指摘された事項は以下のとおりである。

- ① 用途地域（市街化区域）と市街化調整区域の線引きを選定条件とすべきではない。
- ② ごみ処理施設は市民生活に資する都市施設であり、むしろ市街化区域内になければおかしい。
- ③ 10ha以上の空地の条件について、ゴルフ場を空地から除外すべきではない。

（1）①②市街化区域の扱いについて

①, ②の指摘事項より、広域ネガティブマップ（案）を修正し、（図面1）に示す。

（2）③ゴルフ場の扱いについて

ゴルフ場は、大規模な開発がなされている土地であるが、農薬散布や生態系の変化、森林の保水力の低下等の問題があり、必ずしも緑地や公園のような自然環境の保全に寄与する施設ではない。また、場合によって経営に行き詰まったような施設においては、建設移転候補地から除外すべきであるとはしがたい状況も考えられる。したがって、現段階の選定作業においては、空地とみなすこととし、狭域マップにおける詳細の検討において精査する。

修正版の広域ポジティブマップ（案）を（図面3）に示す。

（3）広域候補地抽出マップの修正

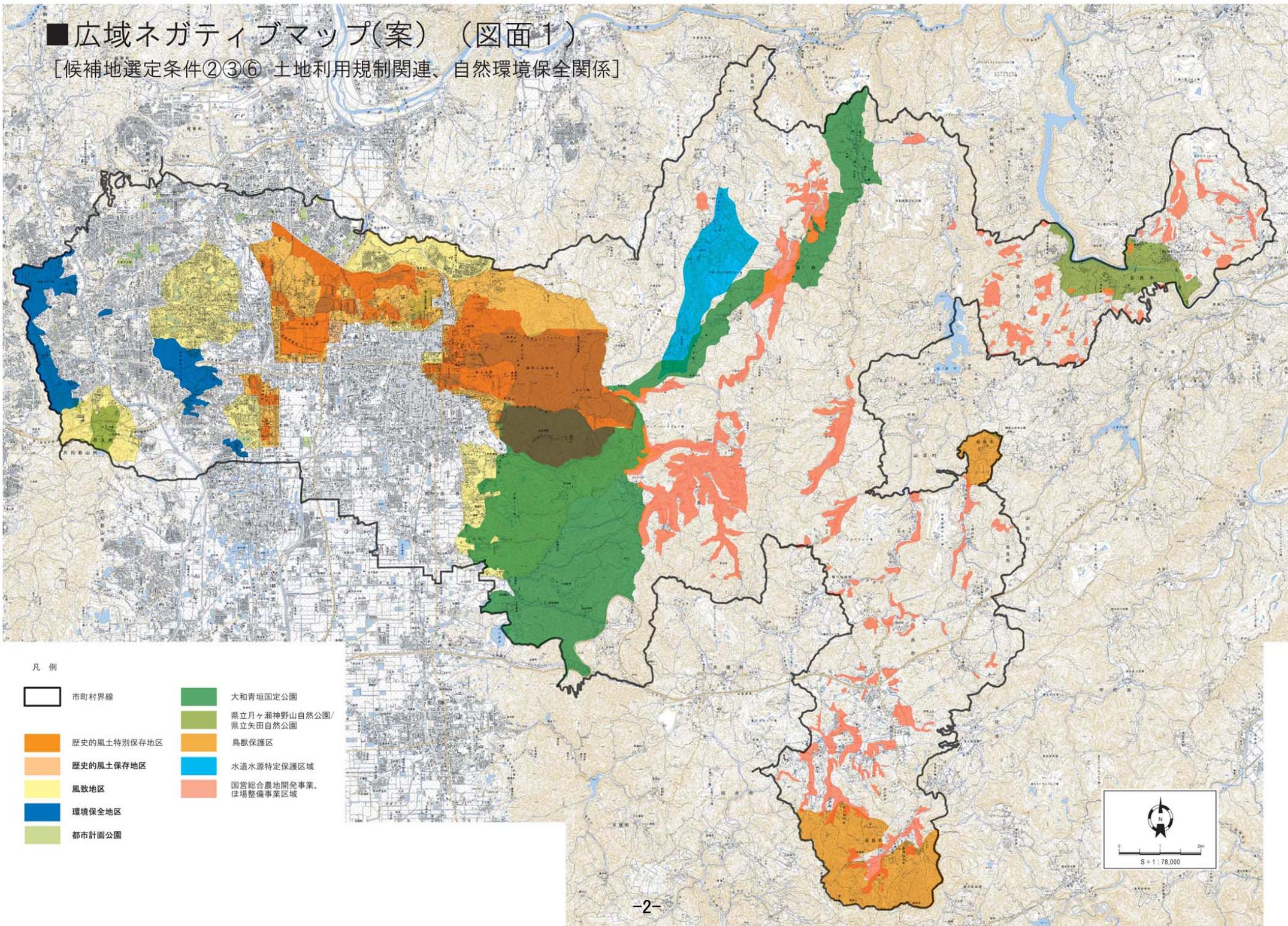
上記の広域ネガティブマップ、ポジティブマップの修正内容を受けて、修正版の広域候補地抽出マップ（案）を（図面4）に示す。

①の指摘事項より、市街化区域内において移転候補地となりうる箇所を抽出した場合、5箇所が対象となる。（他の施設が立地する10ha以上の区画を除く）

②の指摘事項に従うと、第5回委員会資料の図面4抽出マップにおける白地部分に加え、上記5箇所が対象に含まれることになる。

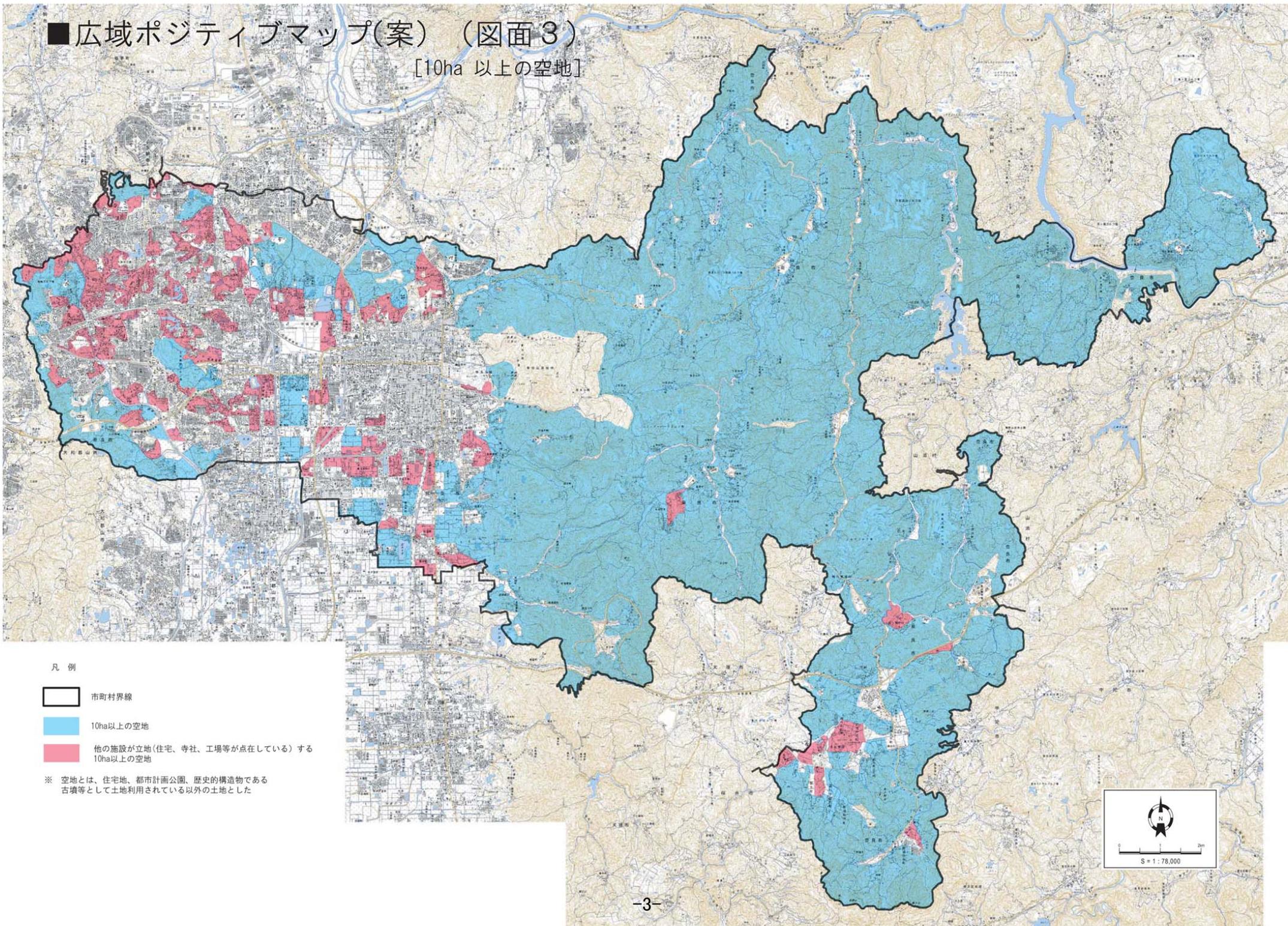
■ 広域ネガティブマップ(案) (図面1)

[候補地選定条件②③⑥ 土地利用規制関連、自然環境保全関係]



■ 広域ポジティブマップ(案) (図面3)

[10ha以上の空地]



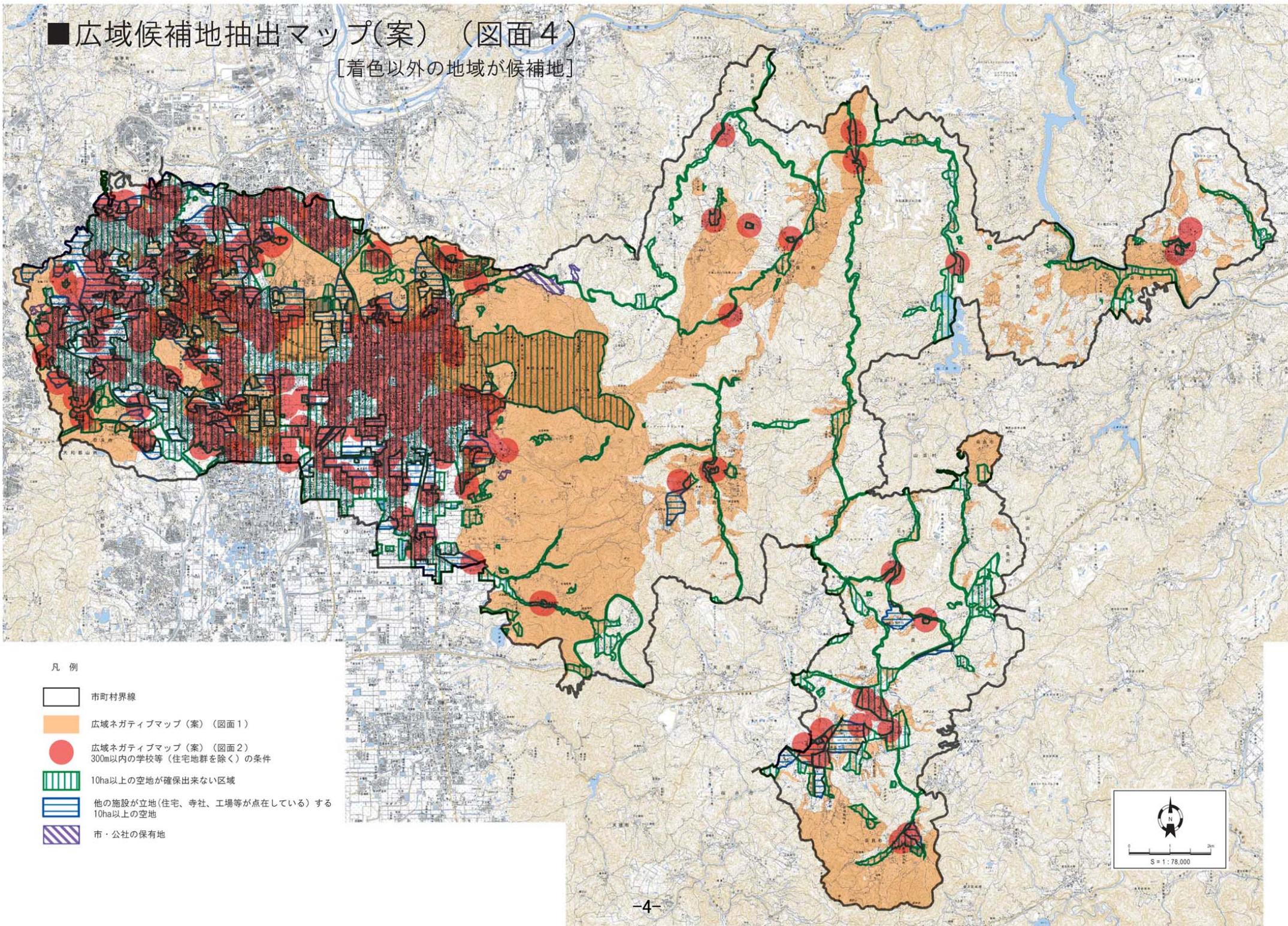
凡例

- 市町村界線
- 10ha以上の空地
- 他の施設が立地(住宅、寺社、工場等が点在している)する10ha以上の空地

※ 空地とは、住宅地、都市計画公園、歴史的構造物である古墳等として土地利用されている以外の土地とした

■ 広域候補地抽出マップ(案) (図面4)

[着色以外の地域が候補地]



凡例

-  市町村界線
-  広域ネガティブマップ(案) (図面1)
-  広域ネガティブマップ(案) (図面2)
300m以内の学校等(住宅地群を除く)の条件
-  10ha以上の空地が確保出来ない区域
-  他の施設が立地(住宅、寺社、工場等が点在している)する
10ha以上の空地
-  市・公社の保有地

